

松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内公共交通事業者を支援し、本市公共交通の安定的な運行を維持確保するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定は除く）を経営する者をいう。
- (3) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 松戸市内に事業所を有するバス事業者
- (2) 松戸市内に事業所を有するタクシー事業者
- (3) 松戸市内を運行する鉄道路線を有する鉄道事業者のうち、令和5年4月1日時点で、国土交通省が公表している地域鉄道事業者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等

であるときは、当該交付対象者は、支援金の対象とならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、申請日時点において、廃業又は休業している交付対象者は、支援金の対象とならない。

(支援対象事業及び期間)

第4条 支援対象事業は、市長が指定する日時点での、松戸市内における公共交通運行事業とし、支援対象期間は、市長が指定する期間とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号又は同条同項第2号に定める事業者 次に定める額の合計額

ア 軽油・LPガス等の燃料を使用した路線バス・高速バス車両（市町村又は道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議が運行委託を行う系統において使用する車両を除く）で、市長が定める日時点で保有する車両（ただし、休車している車両を除く）の台数に80,000円を乗じた額

イ ガソリン・LPガスの燃料を使用したタクシー車両（福祉輸送限定車両は除く）で、市長が定める日時点で保有する車両（ただし、休車している車両を除く）の台数に40,000円を乗じた額

- (2) 第3条第1項第3号に定める事業者 90万円

(交付の申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金交付申請書兼交付請求書（第1号様式）（以下「申請書」という。）
(2) その他市長が必要と認める書類

2 千葉県東葛個人タクシー協同組合等（以下「協同組合等」という。）に加盟するタクシー事業者（以下「加盟タクシー事業者」という。）においては、

前項に規定する申請書の提出を協同組合等に委任することができる。

3 前項の委任を受けた協同組合等は、加盟タクシー事業者を代表して第1項に規定する申請書を市長に提出することができる。

4 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、支援金を交付する。

(精算報告)

第7条 前条第3項の規定により申請し、支援金の交付を受けた協同組合等は、加盟タクシー事業者への支援金交付完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金精算報告書(第2号様式)以下に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 支援金を受けることが不適切と認められる事実があったとき。

(2) 支援金を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年12月22日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金交付申請書兼交付請求書

令和 年 月 日

松戸市長 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者職氏名

印

エネルギー価格の高騰の影響が続く中において、今後も事業の継続を図り、地域公共交通を維持していくため、下記の通り松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて支援金の交付を申請します。

また、交付の決定があった場合は、下記の申請金額を請求します。

なお、申請内容に虚偽若しくは誤りがあった場合又は交付対象者に該当しないことが明らかになった場合は、速やかに松戸市長に支援金を返還することを誓約します。

記

1 交付対象者 バス事業者 タクシー事業者 鉄道事業者

2 交付申請額 金 円 (c)

1台当たりの支援金額 (円) a	保有する車両の台数 (台) b	支援金申請額 (円) a × b = c

※保有する車両の台数は要綱第5条による数量とする

3 支援金振込先

金融機関	コード	
支店	コード	
預金種別		
口座番号		
口座名義	フリガナ	

<連絡先>

担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

第2号様式（第7条関係）

松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金精算報告書

令和 年 月 日

松戸市長 様

所 在 地

組 合 名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで申請及び請求をしました松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金について、下記のとおりその精算を報告します。

記

1 支援金額 金 円

